

内線 236

総務部 税務課

軽自動車税減免  
申請のお知らせ

身体障害者手帳や戦傷病者手帳等の交付を受けている方は、軽自動車税の減免を受けることができます。「左表参照」ただし、身体障がい者が取得・所有する軽自動車と身体障がい者及び身体障がい者と生活をともにする方が運転する場合でなければなりません。

◆申請期限 3月22日(金)

◆申請場所 総務部税務課

◆持ち物

印鑑・運転免許証・自動車検査証・身体障害者手帳・戦傷病者手帳

※現在減免を受けている方も申請が必要です。

<減免を受けられる方の範囲>

| 障がい区分 | 当該軽自動車の運転者 |         |
|-------|------------|---------|
|       | 本人         | 同一生計者   |
| 視覚    | 4級以上       | 同 左     |
| 聴覚    | 2・3級       | 同 左     |
| 平衡機能  | 3級         | 同 左     |
| 音声機能  | 3級*1       | —       |
| 上肢不自由 | 3級以上       | 2級以上    |
| 下肢不自由 | 6級以上       | 3級以上    |
| 脳原性   | 上肢機能       | 3級以上    |
|       | 下肢機能       | 6級以上    |
| 体幹不自由 | 1・2・3・5級   | 3級以上    |
| 心臓等*2 | 1・3級       | 同 左     |
| 肝臓機能  | 3級以上       | 同 左     |
| 知的障がい | —          | A・A1・A2 |
| 精神障がい | —          | 1級      |

※1 喉頭摘出による音声機能障がいの場合に限ります。  
※2 心臓・腎臓・呼吸器・小腸・膀胱・直腸の機能

固定資産税の  
縦覧について

土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧を行います。

縦覧期間中に資産を確認していただき、価格など不明な点について異議申し立てや問い合わせができます。

◆縦覧期間 4月1日(月)～4月30日(火)

※土・日・祝日を除く

◆縦覧場所 総務部税務課

◆縦覧できる方 固定資産税納税者 または、その代理人

◆縦覧に必要なもの ○身分証明書 ○代理人による縦覧の場合は委任状(法人の場合は委任状に代表者印を押印)

納税・申告は  
3月15(金)までに

例年、期間間近になりますと、税務署や税務課窓口が大変混雑します。お早めに相談していただくか、自分で確定申告書を記入され、期限内に提出してください。

青色申告説明コーナーは3月8日(金)と11日(月)に開設します。

なお、個人事業所の消費税の申告と納税は4月1日(月)までです。

301 教育委員会事務局

242 民生部福祉課

臨時職員を  
募集します

平成25年4月採用予定の臨時職員を募集します。

◆募集人員

- ①給食センター 1人
- ②総合体育館 1人
- ③安八温泉 1人

◆職務内容

- ①学校給食調理
- ②事務、環境整備
- ③温泉業務(受付、清掃等)

◆勤務時間

- ①午前8時～午後4時45分
- ②午前8時30分～午後5時30分

③【2交代制】

午前8時30分～午後5時  
午後4時30分～午後10時

◆応募資格

- ①高校卒業以上(予定含む)の学歴を有し、心身とも健康な方で45歳未満の方
  - ②高校卒業以上(予定含む)の学歴を有し、心身とも健康な方で50歳未満の方
  - ③町内在住50歳未満の女性
- ※年齢要件は、①・②・③とも平成25年4月現在

◆提出書類

- ①・②は履歴書、卒業(見込)証明書、③は履歴書、健康診断書

◆提出期限 ①・②・③とも3月15日(金)

※書類審査のうえ、後日面接を実施します。

※提出していただいた書類は、お返ししませんのでご了承ください。

◆提出・問い合わせ先

- ①・② 教育委員会事務局 64・4343
- ③ 安八温泉 64・5533

◆安八町へ(敬称略)

西濃社会福祉事業協力会 50・0000円



休館日のご案内

(3月1日～4月15日)

- ◇中央公民館 3月4日(月)・11日(月)・18日(月)・25日(月)  
【☎64・4343】 4月1日(月)・8日(月)
- ◇総合体育館 3月4日(月)・11日(月)・18日(月)・25日(月)  
【☎64・5585】 4月1日(月)・8日(月)
- ◇勤労青少年ホーム 3月4日(月)・11日(月)・18日(月)・25日(月)  
【☎62・6655】 4月1日(月)・8日(月)
- ◇安八温泉 3月1日(金)・15日(金)  
【☎64・5533】 4月1日(月)・15日(月)

今月の納税

今月の納税は  
ありません